

八代市大会等運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観光振興及び経済発展に寄与するスポーツ・文化等の各種大会（以下「大会」という。）を開催し、又は運営する者に対し、八代市大会等運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 市内において開催する大会参加者が100人以上の九州大会以上の規模の大会
- (2) 市内において開催する大会で、宿泊の実人数（以下「宿泊者数」という。）が50人以上のもの
- (3) その他市長が適当と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治的活動を目的とする大会
- (2) 宗教的活動を目的とする大会
- (3) 個人又は企業等の営利目的で開催する大会
- (4) この要領に定める補助金以外に助成等を受けて開催する大会
- (5) その他市長が適当でないとして認める大会

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれの表の右欄に定める額の合計額を基準とし、予算の範囲内で支給する。ただし、一年間に一団体につき300,000円を限度額とする。市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、八代市大会等運営補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、開催日の1週間前までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、大会の終了後1月以内に、八

代市大会等運営補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊一覧表（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類等
（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
（八代市大会誘致等補助金交付要項の廃止）
- 2 八代市大会誘致等補助金交付要項（平成8年4月1日実施）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要領の施行前に前項の規定による廃止前の八代市大会誘致等補助金交付要項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月18日商工観光部長専決）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日商工観光部長専決）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日経済文化交流部長専決）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 大会参加者数による区分

大会参加者数	金額
100人以上500人未満	20,000円
500人以上1,000人未満	30,000円
1,000人以上	50,000円

別表第2（第3条関係） 宿泊者数による区分

宿泊者数	金額
50人以上100人未満	25,000円
100人以上200人未満	50,000円
200人以上300人未満	100,000円
300人以上400人未満	150,000円
400人以上500人未満	200,000円
500人以上	250,000円